

## 第58回神河町議会定例会に提出された議案

### ○町長提出議案

- 第45号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（平成25年度神河町一般会計補正予算（第8号））
- 報告第4号 平成25年度神河町一般会計予算繰越明許費に係る繰越計算書の報告の件
- 報告第5号 平成25年度兵庫県町土地開発公社の事業報告の件
- 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求める件
- 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求める件
- 第46号議案 神河町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例制定の件
- 第47号議案 神河町消防団条例の一部を改正する条例制定の件
- 第48号議案 神河町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第49号議案 平成26年度神河町一般会計補正予算（第2号）
- 第50号議案 平成26年度神河町介護療育支援事業特別会計補正予算（第1号）
- 第51号議案 平成26年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第52号議案 平成26年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 第53号議案 平成26年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第54号議案 平成26年度神河町老人訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）
- 第55号議案 平成26年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第1号）
- 第56号議案 平成26年度神河町長谷地区振興基金特別会計補正予算（第1号）
- 第57号議案 平成26年度神河町水道事業会計補正予算（第1号）
- 第58号議案 平成26年度神河町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 第59号議案 平成26年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第1号）
- 第60号議案 中播公平委員会委員の選任の件



神河町告示第67号

第58回神河町議会定例会を次のとおり招集する。

平成26年6月9日

神河町長 山 名 宗 悟

1 期 日 平成26年6月17日

2 場 所 神河町役場 議場

---

○開会日に応招した議員

藤 原 裕 和

藤 原 日 順

山 下 皓 司

宮 永 肇

藤 原 資 広

廣 納 良 幸

小 寺 俊 輔

松 山 陽 子

三 谷 克 巳

小 林 和 男

藤 森 正 晴

安 部 重 助

---

○応招しなかった議員

な し

---



---

平成26年 第58回（定例）神 河 町 議 会 会 議 録（第1日）

平成26年 6月17日（火曜日）

---

議事日程（第1号）

平成26年 6月17日 午前9時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 第45号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（平成25年度神河町一般会計補正予算（第8号））
- 日程第5 報告第4号 平成25年度神河町一般会計予算繰越明許費に係る繰越計算書の報告の件
- 日程第6 報告第5号 平成25年度兵庫県町土地開発公社の事業報告の件
- 日程第7 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求める件  
諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求める件
- 日程第8 第46号議案 神河町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第9 第47号議案 神河町消防団条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第10 第48号議案 神河町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第11 第49号議案 平成26年度神河町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第12 第50号議案 平成26年度神河町介護療育支援事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 第51号議案 平成26年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 第52号議案 平成26年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 第53号議案 平成26年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 第54号議案 平成26年度神河町老人訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 第55号議案 平成26年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 第56号議案 平成26年度神河町長谷地区振興基金特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 第57号議案 平成26年度神河町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第20 第58号議案 平成26年度神河町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第21 第59号議案 平成26年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第1号）
- 日程第22 第60号議案 中播公平委員会委員の選任の件
-

## 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 第45号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（平成25年度神河町一般会計補正予算（第8号））
- 日程第5 報告第4号 平成25年度神河町一般会計予算繰越明許費に係る繰越計算書の報告の件
- 日程第6 報告第5号 平成25年度兵庫県町土地開発公社の事業報告の件
- 日程第7 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求める件  
諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求める件
- 日程第8 第46号議案 神河町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第9 第47号議案 神河町消防団条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第10 第48号議案 神河町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第11 第49号議案 平成26年度神河町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第12 第50号議案 平成26年度神河町介護療育支援事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 第51号議案 平成26年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 第52号議案 平成26年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 第53号議案 平成26年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 第54号議案 平成26年度神河町老人訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 第55号議案 平成26年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 第56号議案 平成26年度神河町長谷地区振興基金特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 第57号議案 平成26年度神河町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第20 第58号議案 平成26年度神河町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第21 第59号議案 平成26年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第1号）
- 日程第22 第60号議案 中播公平委員会委員の選任の件

---

## 出席議員（12名）

- |         |          |
|---------|----------|
| 1番 藤原裕和 | 7番 小寺俊輔  |
| 2番 藤原日順 | 8番 松山陽子  |
| 3番 山下皓司 | 9番 三谷克巳  |
| 4番 宮永肇  | 10番 小林和男 |
| 5番 藤原資広 | 11番 藤森正晴 |

---

 欠席議員（なし）
 

---



---

 欠 員（なし）
 

---

## 事務局出席職員職氏名

局長 ————— 澤 田 俊 一      主査 ————— 楨 良 裕

---

## 説明のため出席した者の職氏名

町長 —————	山 名 宗 悟	建設課長 —————	石 堂 浩 一
副町長 —————	細 岡 重 義	建設課参事 —————	藤 原 龍 馬
教育長 —————	澤 田 博 行	地籍課長 —————	坂 本 康 弘
会計管理者兼会計課長	谷 口 勝 則	上下水道課長 ———	橋 本 三 千 也
総務課長 —————	前 田 義 人	健康福祉課長兼地域局長	
総務課参事兼財政特命参事		—————	佐 古 正 雄
—————	太 田 俊 幸	病院事務長 —————	細 岡 弘 之
情報センター所長 —	村 岡 悟	病院事務次長兼医事課長	
税務課長 —————	玉 田 享	—————	浅 田 譲 二
住民生活課長 ———	吉 岡 嘉 宏	病院総務課長兼施設課長	
住民生活課参事兼防災特命参事		—————	藤 原 秀 明
—————	足 立 和 裕	教育課長 —————	松 田 隆 幸
地域振興課長 ———	野 村 浩 平	教育課参事 —————	藤 原 良 喜
地域振興課参事 ———	小 林 一 三	教育課副課長兼センター所長	
		—————	坂 田 英 之

---

## 議長挨拶

○議長（安部 重助君） おはようございます。

定例会開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

梅雨本番を迎え、前線の影響で不安定な天気が続いております。最近、珍しくひょうが降ったということで、一部の地域で大変な被害に遭われたところがございます。その方におかれましては、ここでお見舞いを申すわけでございますけれども、これから、いろいろと自然災害が多く発生する時期となっておりますので、お互いに気をつけて今後も活動していただきたいというふうに思っております。

本日ここに第58回神河町議会定例会が招集されましたところ、議員各位にはお繰り合わせ御参集を賜り開会できますことは、町政のためまことに御同慶にたえません。

議員定数が12名となり、さきの臨時会で議会構成も一新しました。委員会の組織力アップを図るべく、常任委員会を3委員会とし、複数所属により1委員会8名体制と機能強化に取り組んでのスタートとなりました。また、執行部におかれましても、4月の人事異動により新たな顔ぶれとなっております。ともに住民皆様が喜んでいただけるまちづくり目指して議論を重ねていけたらと、心新たに思うところでございます。

国政においては、集団的自衛権、原発問題、経済対策等、私たち国民にとって密接で重要な問題が山積みであります。国民の安全・安心第一の国づくりを強く望むところであります。

本日提案されます案件は、専決、報告、人事案件、条例の一部改正、補正予算等20件であります。いずれも町政にとって重要な案件であります。議員各位には格別の御激励を賜り、適正妥当な結論が得られますようお願い申し上げます、開会の挨拶といたします。

---

### 町長挨拶

○町長（山名 宗悟君） おはようございます。

第58回神河町議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

ことしは平年より少し早い梅雨入りとなりまして、週末開催のイベント等の心配もしていたところでございますが、2週続けて天候に恵まれまして、6月7日には22回目となる中村区ほたるまつり、8日にはホテルリラクシアにおいて婚活パーティー、峰山高原こん、また14日にはこっとな亭のほたる祭りが、それぞれ盛大に開催がされました。引き続き21日には長谷モンテ・ローザの周辺で犬見川ほたる祭り、28日には越知川名水街道夏物語と、新田ふるさと村夏祭り、ほたる祭りが開催をされるわけがあります。いずれも天気に恵まれて盛大に開催ができますことを期待するものでございます。

一方で、入梅以降全国各地で大雨、またひょう、突風、竜巻などによる被害が多発しています。神河町も12日午後、大雨洪水警報とともにひょうによる野菜などの被害が発生をいたしましたほか、短時間でのゲリラ豪雨も発生、中でも新田区で20分間で100ミリを記録するなど、これから梅雨本番と台風シーズンに向けて、雨量について細心の注意を払っていかねばいけないと思った次第であります。

5月12日より、昨年にも引き続き、集落別懇談会、新田区を皮切りに現在野村区まで21集落を回らせていただいています。5回目となりました今回は人口減少対策をテーマに町の人口減少対策の方針、具体的政策、あるいは現在の状況について報告、説明をさせていただいています。町民の皆様から直接御意見、御提言をいただきながら、さらに人口減少対策を進める上でのまちづくりの具体化をしていきたいと考えているところでございます。しっかりと40集落回り切らせていただいて、今後のまちづくりにつなげていきたいと考えています。



さて、本日は第58回議会定例会を招集したところ、議員全員の御出席を賜り、議会が開催できますことを厚くお礼申し上げます。今定例会には報告2件、専決処分1件、諮問2件、公平委員の選任1件、条例案件が3件、そして平成26年度一般会計ほか補正予算11件の計20件を提案させていただきます。議員の皆様にはよろしく御審議を賜り、御承認いただきますようお願いを申し上げます、開会の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

---

#### 午前9時06分開会

○議長（安部 重助君） ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、第58回神河町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入る前にお知らせいたします。細岡副町長並びに野村地域振興課長におかれましては、近畿農政局から現地視察のため来町されますので、その対応のため10時50分から11時20分ごろまで退席されますので、御了承願います。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（安部 重助君） 日程第1は、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長から指名いたします。3番、山下皓司議員、4番、宮永肇議員、以上2名を指名いたします。

---

○議長（安部 重助君） 次の日程に入る前に、先般開かれまして議会運営委員会の決定事項について、委員長から報告を受けます。

藤原日順議会運営委員長。

○議会運営委員会委員長（藤原 日順君） 2番、藤原日順でございます。去る6月12日に議会運営委員会を開催し、今期定例会の議事運営について協議し、決定した事項を御報告申し上げます。

まず、会期の日程ですが、本日から6月27日までの11日間と決しております。

町長から提出されます議案は、専決処分をしたものにつき承認を求める件1件、報告2件、人事案件3件、条例の一部改正3件、補正予算11件の計20件であります。

議事日程につきましては、お手元に配付しております日程表のとおりでございます。

本日第1日目は、提案説明の後に質疑を行い、第45号議案、報告第4号と第5号、諮問第1号と第2号、そして第46号議案から第48号議案、第60号議案については表決をお願いすることにしております。第49号議案の一般会計補正予算は、総務文教常任委員会に付託し、審査をお願いすることにしております。第50号議案から第59号議案の各特別会計、企業会計補正予算は最終日採決としております。一般質問につき

ましては、事前に通知のとおり、通告締め切りを6月9日の午後3時とし、通告があった9名の議員により、本会議第2日目の24日と第3日目の25日に行うこととしております。27日の最終日は、委員会に付託しました議案の審査報告の後、表決をお願いすることとしております。

なお、議員の活動原則についても協議を行いました。議会基本条例第11条第5項に、議員は賛否の立場を議場で明確に示して、町民にその意思が正しく伝わるように努めなければならないと規定してあります。議員各位には議案の採決に際しては、賛否の立場を明確に示していただくように、改めてお願いいたします。また、今期定例会以降、賛否が分かれた議案については、閉会後に発行する議会だよりにより各議員の賛成、反対の立場を掲載することにいたしました。この件につきましては、過日開催された全員協議会においてその取り扱いを議会運営委員会に一任されておりましたので、議員各位には御了解をお願いいたします。

以上のとおり、今期定例会の会期日程及び議事日程等について決定し、議長にお願いしております。議員各位には、格段の御協力をお願い申し上げまして、議会運営委員会の報告を終わります。以上です。

○議長（安部 重助君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

それでは日程に戻ります。

---

## 日程第2 会期の決定

○議長（安部 重助君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から6月27日までの11日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から6月27日までの11日間と決定しました。

---

## 日程第3 諸報告

○議長（安部 重助君） 日程第3、諸報告でございます。

まず、監査委員より例月出納検査の監査報告を提示していただいております。お手元にその写しを配付いたしておりますので、御一読願います。

閉会中の主な事柄については、別紙一覧表として配付いたしております。

なお、各委員会の閉会中の活動状況については、各委員長より報告をしていただきます。

まず、総務文教常任委員長、お願いいたします。

宮永肇議員。

○総務文教常任委員会委員長（宮永 肇君） 総務文教委員会の宮永でございます。委

員長報告をいたします。

過日、6月の3日に総務文教常任委員会を開催いたしまして、閉会中の調査事項その他について報告を受け、審議をいたしました。その主なところを御報告いたします。先ほども御説明がありましたが、平成26年度は神河町の合併8年間を経過し、今回の町議会選挙で12人の体制で議会運営をすることとなりました。常任委員会の構成も3つの常任委員会ということで、各議員が2つの常任委員会に所属するということになりまして、8人体制ということで委員会が運営されていきます。今回はその第1回ということでしたので、今後のやり方とかそういうことについても意見がいろいろ出たところがございます。

当常任委員会の所管となる各課の事務事業における進捗状況については、担当課より資料が提出されて各議員のお手元に配付されております。これによって、各課所管事業の進捗状況、その他の報告を受けて、その問題点や課題等に意見、提言を含む議論を交わしましたところがございますが、その要約について報告をいたします。

まず、閉会中の継続審議事項について、教育課長より報告がございましたので、その要約をとりあえず口頭で御報告をいたします。あらかじめ通知がしてありました内容でございますけれども、それ順次追って御報告という形で出ておりますので、そのところの内容を要点について御説明をいたします。

まず第1に、教育委員会の機能を生かした活動状況についてということで、国においていろいろと改革が今なされようとしておりまして、教育委員会改革の経緯、それと地方教育行政法の趣旨と概要ということで要約されたものでございましたが、趣旨と概要ということにつきましては、念のために一応御報告をしますが、教育の政治的中立性、それから継続性、安定性を確保しつつ責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化を図り、地方教育行政制度改革を行うというものでありまして、その概要については教育行政の責任の明確化ということがうたわれております。教育委員長と教育長を一本化した責任者、新教育長ということになりますが、これを置くと。また、教育長は首長が議会同意の上、直接任命及び罷免をするということでございます。また、教育長の任期は3年ということになります。また、総合教育会議というふうなものの設置ということがありまして、大綱の策定をします。これは各首長が設置をするということだそうでございます。こういうことがございまして、今後、国の動向を踏まえて町においても適切な対応をとると。ただし、現教育長の任期中は今までどおりでございます。公教育の質を高め、児童・生徒や保護者、住民の信頼を確保する上で、教育委員会の役割は非常に重要なものがございますので、このようになっておるわけでございますが、定例委員会のほか、臨時委員会、学校訪問、教育施設の視察等により、教育現場の状況を把握をし、今日的課題や将来的課題を捉えながら教育委員会活動のさらなる充実を図るというふうにとらえております。

また、2番目には、幼・小・中学校施設整備事業の進捗状況につきまして、寺前小学

校大規模改造工事の事業については、平成26年から27年、2カ年にわたって行われます。まず、工程については6月の中旬に入札ということになりまして、6月下旬に入札案内が出まして、6月下旬には入札、議会の承認、契約、夏休み中に校舎の工事、外装は9月に入る可能性ありということで工程をまとめております。また、12月の下旬には体育館が完成し、平成27年度には夏休み中に校舎の東側の工事が行われるという段取りで進められるそうでありまして。また、越知谷幼稚園の整備工事につきましては、平成25年度からの持ち越しでございますが、その工程については現在設計単価の見直し中でありまして、7月に入札、12月に園舎の完成、平成27年の1月には園児が入所できる予定ということになっておりまして、2月末には現園舎の取り壊しに進められるという予定でございます。

また、3番目には、長谷小学校の体育館の天井補強事業、平成25年度からのこれも持ち越しでございますが、工程としては7月に入札、夏休みに入り、9月の工事に予定ということでございます。

それから、4番目には、神河中学校の体育館天井補強事業がございますが、これはやはり平成25年度からの持ち越しでありまして、工程的には10月の入札、11月中旬から2月末までの工事の予定でございます。

また、学校の管理体制と指導について、特にいじめについてということで取り上げておりましたが、平成25年度は小さなトラブルはあるものの、いじめにつながるような事案は報告はなかったという報告でございます。学校ではアンケート、生活日記、個別教育相談、職員会議での共通理解、いじめに対する校内研修の実施、道徳や学級活動での指導など、学校長を中心にした早期の発見、早期解決に取り組むということで締めております。教育環境が整っている中、学校との連携の中でさらなる取り組みを今後も継続していきますというふうにまとめております。

4番目には、不登校児童・生徒の対策と解決の継続的な仕組みについてということで上げております。まず、中学校では平成26年4月中に5日以上欠席生徒が3名、気になる生徒が1名ということでございました。適応指導教室、ユース教室とありますが、これは常勤嘱託指導員が1名、臨時補助員が1名ほかで対応しているということでございます。毎月、校内適応指導委員会を開催し、担任、学年主任、養護教諭、相談員、スクールカウンセラーが連携して、生徒の状況を、状態を話し合い、支援の方法を確認するというので、これは従来の流れに沿ったものでございます。また、家庭との連絡を大切に生徒の心の状況に応じた支援をするということをやっております。全校生徒には生活の記録ノート、生活アンケートを通し、早期発見と早期対応に努めるということでございます。小学校では、現在不登校の児童はおりませんが、家庭の事情等で時々欠席する児童が数名いるということでございまして、子どもを語る会などの会議、生活アンケートの実施などにより、事前の状況把握と未然の予防対策を講じ、縦割り班活動で友達関係などつながり合い、支え合い、認め合う児童の育成に努めるということで

まとめてあります。特に気になる児童・生徒は主任児童委員、地元の民生委員、母子福祉担当の健康福祉課、学校と教育委員会、時には児童センターや警察も入りケース会議を開催しておりますという報告でございました。

5番目には、要保護・準要保護児童・生徒世帯の状況分析と対策についてということで、御報告でございます。平成25年度は小学校28世帯で36名、中学校28世帯で33名、合計45世帯69名を認定しております。認定者には学期ごとに学用品費、学校給食費、修学旅行費等支給しサポートをしております。今年度の申請数もほぼ昨年と同じでここ5年間の推移は増加傾向にあるとは言えないという状況だそうでございます。

6番目には、児童・生徒の食育推進のレベルアップの取り組みということでございますが、近年、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、食の海外への依存、伝統的な食文化の危機、食の安全等さまざまな問題があります。神河町の小・中学校ともに食育を生きる上での基本としての位置づけ、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進しております。具体的には給食時間、体育、家庭科、総合学習、その他学校行事の中で取り組んでおります。平成25年給食時の指導は、全学校で308回、授業時間指導では480回の指導を行ったという報告でございます。主な指導としては、栄養教諭による学校訪問指導、養護教諭による授業時間、給食時間の食育指導、月1回の給食だよりや給食カレンダー、これはクラスに1冊ということで備えておるそうでございます、これを発行しておりますと。野菜の栽培、農業体験などを行うということでございます。食生活の学習教材やハンドブック、「ひょうごの食べ物資料集」などを活用して、食に関する指導の年間計画を作成し、継続的、計画的に取り組んでおりますということでございます。神河町における肥満児の割合は、県下でも下位という統計結果もあり、今後さらなる食育のレベルアップを図る必要があるというふうに認識をしておりますとの報告でございます。

それから、7番目でございますが、重複施設の維持管理の検討状況についての報告がありました。重複施設の維持管理の検討状況については、事務局サイドで検討したものを教育グループで検討中、今後さらに検討の精度を上げ、政策調整会議で町としての基本方針を出し、地域や関係団体との調整を経て決定するという予定になっておるそうでございます。また、施設の老朽化により維持管理費が増大する中で、建てかえ、耐震化を含め町民の利便性、行政効率、維持管理コスト、稼働率、施設の特性、他施設事業との関連性等、多様な視点から検討をするというふうにまとめております。平成25年度の耐震診断では、神崎体育センター、昭和53年建築でございますが、これの耐震が一部十分でないとの結果が出ておりますが、今後、神崎公民館、同じく昭和53年建築でございますが、これの耐震診断の実施も含めて次の方針が出るまでは現在の稼働率から考えても、今の状況で利用を続けていく方向で考えておりますとの報告でございます。

それと温水プールの利用拡大に向けた各課連携の取り組み状況について。利用者は毎年3万3,000人、一般利用者が2万人、スクール生が1万3,000人という構成

でございますが、その前後で推移、運営を委託しております株式会社アクアティックが委託先でございますが、教育委員会との共催事業として小・中学生の育成強化に向けた水泳大会を開催し、また、マスタース水泳大会では主催事業として他市町の愛好者にも呼びかけて利用拡大につなげているという実情だそうでございます。また、26年度はモンテ・ローザとタイアップしたアクアスロン大会を計画し、施設PRを兼ねたイベントも積極的に取り組んでおるといふことでございます。また、長谷小学校の体育施設としての役割も担い、他校とも連携して、水泳の授業として直接指導する機会をつくり、スクール生の拡大につなげる取り組みを計画しておるといふことでございます。温水プール本来の利用計画との調整を図りつつ、今後は水中の特性を生かしたりハビリ、機能訓練、さらには介護予防、健康増進につながる運動教室の開催などを関係機関と検討していくといふことでございます。また、利用拡大に向けた取り組みも非常に重要な課題ではありますが、根本的な施設の老朽化については今後の対応について十分検討する必要がありますといふことでまとめております。

また、9番としては、福本遺跡の将来の全体計画について。これについては平成23年3月19日に県文化財の指定を受けたものでございますが、町有地の維持管理を基本とし、福本区と協力をしながら遺跡祭りの開催を現在実施しておるといふところでございますが、24年度、25年度、地域の夢推進事業により、福本遺跡歴史紹介のパネルや土器パネルの作成、出土品の常設展示ケース等を整備をいたしました。ことし3月の議会一般質問で町長が今後の計画づくりについて、地元との連携の中で進めていきますといふことで回答をされた中で、5月には地元と教育委員会との共通認識をするための会議を開催し、先般の福本集落の町長懇談会においても町長が積極的な取り組みをしていくといふふうに表示されております。また、短期的には箱物を建てるのではなく、今の自然を生かした博物館的なフィールドミュージアムという考え方で整備を目指そうとしております。他の歴史文化資産との連携で、観光資源としての活用を図り、地元町民の誇りになるよう、また、町外の方にも魅力ある施設として整備が必要であります。並行して地域住民とのワークショップなどにより、中長期的な構想も構築をしていく予定でございます。

また、10番目には地域交流センターの管理運営状況と課題に向けた取り組みについてまとめております。職員配置は公益財団法人で育てる会が委託先でございまして、この主任指導員が1名、これは女性ですが、それから指導員が1名、これは男性の方です。それから事務職としてセンターの所長も教育課副課長が兼務であります。また一般事務職員として1名、これは副課長でございます。臨時職員が1名、業務担当として臨時職員2名、これは厨房担当と施設管理担当ということになっております。スポットで11名、管外が2名で管内が9名ということでの契約をしておるそうございまして、繁忙期には厨房補助員として越知谷地域内から数名を臨時に雇用しておりますとの報告でございます。育てる会の委託料見直しで、委託料に含まれていた施設管理、厨房補助

等の臨時職員の賃金を町の雇用に切りかえ、人件費の管理とあわせて人員配置を直接行えるようにし、26年度予算では総務課所管の人件費1,367万3,000円と合わせて2,947万8,000円の一般財源を確保し、22年度予算まで4,000万円程度の一般財源が、人員配置の見直しで約1,000万円程度の削減となったという報告でございます。長期留学生の受け入れは厳しい状況ではありますが、定員確保に全力を挙げて取り組んでおります。越知谷地域に子供を呼び込み活性化する有効な事業であり、今後も事業継続する中で卒園生との連携を、地域指導員の育成を図っていききたいというふうにまとめております。短期山村留学事業の参加者は、堅調に推移しておりますので、今後さらに町内児童の参加を呼びかけていこうというところでございます。

また、11番目には長期山村留学生の定員確保の取り組みについてということでの報告でございますが、26年度は12名の定員に対して、昨年からの継続生が4名、新規の留学生はゼロという状況でございました。留学生の減少は全国的な傾向で、経済的な要因とゆとり教育の見直しで学力偏重傾向にあり、小学生高学年を持つ保護者の目が山村留学に向かないという実情がございました。毎日放送関西ローカルで、昨年1年間のやまびこ学園の様子を取材したドキュメンタリー番組の放映がございました。学校と協議の上、中途入園の体制をとりましたが、深夜の放送ということもあり具体的な問い合わせは特になかったということでございます。また、例年、問い合わせに対してパンフレットやDVDを送付し、定期的に都市部に出向き説明会をしておりますが、ことしは新たな取り組みとして体験留学の前段としての随時説明会、見学会を実施し、短期留学の参加者や保護者にもPRをする計画であるというふうに言っております。

次、12番目に地域交流センターのプールの利活用について、このプールについては地域交流センターの開設当初からの具体的な利用計画もなく、地域交流センターと一体的に管理をしておりますが、閉鎖施設として跡地を含む利用計画については総務課が管轄をしている現状でございます。現状は消防水利としての活用で、経費をかけ更地にする考えは今のところありませんという報告でございます。広場が狭く拡張の要望が出ておりますが、地元を初め、越知谷地域の区長さんにはセンターグラウンドを利用させていただいていいということで説明をしておるというようなところでございます。

また、給食センターの報告がございまして、給食センターの食育、特にメニューの改善、地産地消等の取り組みについての報告でございますが、食の安全・安心を目標に季節感のあるおいしい給食を提供するよう、献立の工夫に取り組んでおります。栄養士が各学校、園での食育指導も行い、学校、園の職員とも情報交換等しております。地元産の野菜は出荷時期になると地産給食生産者連絡会、これを通じて納品をし、年4回ほどの打合会を設けて出荷野菜の情報や衛生面などの勉強会も行っておりますというところでございます。納品の野菜で葉物は手洗いなど、葉っぱ類ですね、手洗いなどで規格等にこだわりませんが、ニンジン等の根菜類は、機械にかけるものは一定の規格を設けておまして、形、いわゆるでこぼこの形の悪いものなどについて、サイズ、これは小

さ過ぎるもの、虫等の異物の混入が多いもの、そういうものについては給食を調理するには不向きであるために納品をお断りをしておるとい現状だそうでございます。また、地域振興課農林業担当者から10月に県産100%食材による学校給食事業の依頼があり取り組んでおります。

14番目に、食材の安全対策ということについての報告がございました。これは食品添加物、残留農薬等についての問題でございますが、食品添加物は食材納品のときにあわせて成分を提出していただいております。その中に原材料名、配合割合、産地が表示され厚生労働省が示しております添加物使用基準量が守られているかどうかをチェックを行って使用をしております。現状で添加物を全く含まない食材で献立を考えることはまず困難でありまして、できるだけ無添加の食材を使用することを優先としております。添加物の含まれる食材を使用しなければならない場合は、少ないものを使用するというふうに考えております。また、残留農薬は地産地消による食材の納品についても地産給食生産者連絡会に農薬等の使用状況の報告を受けるとともに、使用量を減らすようお願いをし協力を求めているところだそうでございます。

15番目に、食物アレルギーを有する児童・生徒への対応につきまして、昨年、教育委員会でアレルギー対応マニュアルを作成し対応をしております。各園、学校の給食担当職員と連絡を密にし、情報交換や該当児童・生徒へのアレルギー献立メニュー等を該当保護者に配付をしておりますということでございます。

16番目には食器の管理、更新状況についての報告がありました。現在の食器は丼、浅い皿、深い皿、汁わんの4種類でございますが、材質はメラミン樹脂でございます。毎日使用するものは五、六年で更新する。月二、三回程度の使用であれば10年で更新しております。理由は食器の使用回数が約1,500回程度ということになっておるためでございます。昨年度は丼を更新し今年度は皿を更新する予定であります。全ての食器は洗浄作業後、食器乾燥保管庫に保管をしておりますということです。

また、給食費の滞納徴収状況についての報告がございました。滞納状況は資料として出されておりますが、滞納給食費の過年度の納入状況と、それから、当年度の納入状況、また権利を放棄した債権の3通りで報告がありました。昨年10月に学校給食費管理システムを導入し、給食費の収納管理を機械化し、事務の迅速化と確実性を高め、台帳管理、未納者対策等の業務に対応し徴収効果を上げるように努力をしておりますということです。

さらに、18番目に公民館の報告がございまして、まず貴重な図書の寄贈を受け入れるということで検討をしておるんですが、その状況についての報告でございまして、町内に残されております古文書であるとか古書の歴史的な郷土資料、そういうもので明治以前から大正、昭和のころにかけてのものについては貴重な資料でございますから、家の建てかえ等による消滅を防ぎ後世に継承していくため、申し出により受け入れ保存していきますという考え方でございます。古文書及び古書を所蔵されておられる方は、公



民館への寄贈をお願いしたいということでございまして、広報かみかわで第1回は平成26年の3月、第2回目には平成26年6月号に掲載しております。そういうところで多くの方の御協力を仰ぎたいというところでございます。

19番目には古文書ということでございまして、古文書の活用の検討状況についての調査でございました。古文書活用の検討状況は古文書教室、これは公民館事業でやっておられますが、活用されて、受講生に初めての方が多く読みにくい文字については辞書を使って検索の仕方等を勉強しておるわけですが、ここで学びました資料等につきまして閲覧できるような仕組みになりまして、閲覧の方法としては古文書教室の教材と解読した文章をファイルに収納して、神崎公民館の図書室におきまして自由に閲覧ができるという体制をとっておるといって報告でございました。

また、最後20番目に高齢者大学公民館教室の有料化の検討状況ということでございまして、高齢者大学運営委員会や英会話教室受講生からは受講料を取るのなら参加しない、受講料が無料なので参加してるなど、有料化反対の意見が多いのですが、部屋の使用料を受講生で割ったぐらいであれば払ってもいい、500円1回ぐらいであれば払うなどとの意見もあるようでございまして、いろいろと今検討をしておるといってございまして、現在、高齢者大学や各教室の参加者が年々減少していく状況で、委員や受講生の意見などから推測すると、有料化をするとさらに減少傾向が深まるのではないかというふうな予測でございまして、一部の方の参加というふうになってまいりますと、本来の生涯教育の場である公民館の役割が十分に果たせなくなると予測され、現在のところ受講料の有料化は考えていないというふうなところでございまして。

閉会中の継続事業についての報告は、以上20項目でございました。

今回の26年度の資料としまして、教育課の関係、教育課学校教育係、教育課社会教育係、さらに地域交流センター、それから給食センター、公民館、さらに情報センター、それから総務課、それから税務課等の報告がございましたが、一応ここは時間の都合もあるので割愛をさせていただきますが、1つ皆さんに知っていただいたほうがいいというところの報告が質問の中から出ましたものですから、1つだけ御紹介をしますが、総務課の中で報告の中に総合人事管理制度の確立ということについての報告がございまして、そのときに、委員からの質問がございまして、昇格試験というものを一斉に行ったことについての質問でございまして、大体どれぐらいの点数を皆さんとられたのですか、平均点はどれぐらいですかというようなところでございまして、これについて、担当課の総務課長のほうから一応御答弁があったので、要約してあるところだけちょっと御紹介をしますと、管理職の昇格試験も導入されて面接試験であるとか論文であるとかというようなことでございまして、その平均点ということが知りたいという質問でございまして、まとめて申しますと、管理職試験の平均点のことではありますが、この春までの現管理職が23名、それから当時課長補佐クラスの方で21名がそれぞれ試験を受けたということでございました。平均点が全項目で500点満点という設定でございまして。

たが、当時の現管理職のほうで417点だそうございまして、課長補佐クラスで398.7、四捨五入しますと399点というところだそうございまして。7割程度ということで合格ラインというふうに決めましたので、350点以上であれば一応ボーダーラインをクリアというふうにしましたという報告でございまして。また、一般教養ということで地方公務員法とか自治法の中から出題をされたそうございまして、これが100点満点中で98.2点だそうございまして。論文については、これは平均が55.5点だそうございまして、面接のほうはこの段階で200点満点という配点にしたと思いますが、154点でございましてというようなところございまして。また、勤務評定というのもありまして、これは勤勉手当にかかわる部分の評価ということでございまして、これも平均100点ということだそうございまして。一応そういう形で報告がされました。

最初の第1回の委員会ということで、大量の資料が出されまして、その資料の読み込み等も不十分であったせいかわかりませんが、なかなか御答弁にまとめたものをいただくような質問というのは少なかったものでございまして、ここいら辺については第2回の委員会からしっかりとやっていきたいというふうに考えております。

また、副町長のほうからいわゆる御要望として出されたのが、管理職の拘束時間が長いと仕事の上の配分とか、課内のいわゆる仕事のやりくりの段階でいろいろと不都合といいますか、不自由といいますか、そういうことがあるので時間的なところを十分に配慮してほしいということでございまして、総務委員会につきましてはこれまで2日間ということで枠取りをした中で、1日半ぐらいでやっておりまして、今回、試しに1日間ということでやりましたが、やはり時間が足りない。時間が足りないということは質問とか協議の時間、内容が非常に少なくなってしまうということでございまして、第2回目からは改めて、また議会で考えて対応していきたいというふうに思っております。もちろん行政側のそういう事情というものもありますが、委員側にしましても、大量のいわゆる資料の中で取り組まれておりますので、じっくりといろいろと見させていただいて、その成り行きというふうなものについても御意見を聞いたりいろいろしたいところございまして、やはり時間の都合というものでやむを得ないというふうなことで、これは委員会を終えてその後において書類でもって質問状という形で出させていただこうと。それは私ども委員長のほうでまとめまして、議会の事務局を通じて副町長のほうに、また総務課長のほうに、いわゆる提示して御検討をいただこうと、そういう計画でおりますので、今後とも御関係の方々には御協力のほどをお願いしたいと思います。

時間の都合もありますので、途中でございまして、重立ったところだけの御報告ということでさせていただきました。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 次に、民生福祉常任委員長、お願いいたします。

松山委員長。

○民生福祉常任委員会委員長（松山 陽子君） 失礼いたします。民生福祉常任委員長の松山でございます。閉会中の平成26年5月22日に開催しました民生福祉常任委員会について報告させていただきます。

執行部からは副町長及び関係課の管理職員等の出席のもと事務調査を行いました。なお、委員会資料をお手元に配付していただいておりますので、詳細については割愛させていただき、主な質疑応答を中心に報告させていただきます。

まず、公立神崎総合病院所管について報告いたします。病院については25年度の仮決算と、その実務執行状況を中心に説明を受けました。平成25年度の年間入院患者数は4万2,391人で前年度に比べ1,714人ふえています。外来患者数は12万3,955人で前年度に比べ5,194人ふえています。このように患者数がふえたのは、小児科と耳鼻科に常勤の先生がおられるようになったことが大きな要因であるようです。仮決算状況については、事業収益は36億2,999万円、事業費用は35億8,127万円で、差し引きした純利益は4,872万円となっています。この純利益は前年度に比べると2億3,127万円のマイナスです。患者数がふえているのにマイナスとなったのは、前年度は土地の売却収入があり、また、ことし2月から院外処方になったことも影響しての数字のようです。本決算では消費税などの関係で数字が変わってくるとの説明も受けております。

院外処方、院外薬局に切りかえたことでの影響についての質問がありました。それに対しては、病院の運営上での具体的な数値については価格交渉をした薬品などの返品のこともあり、分析に時間がかかっているけれども、分析結果は数字にして後に報告することです。患者さんへの影響については、最初は戸惑いと薬局の説明が丁寧であったことなどから時間がかかったようです。薬局で患者さんが支払う料金については、院外に関する処方料がつくことで高くはなるけれども、薬をジェネリック医薬品に変えたことで反対に安くなった方もおられ、一概には言えないようです。院外処方になり、丁寧に説明していただけることで喜んでおられる方も多いように聞いているとの回答でした。

次に、市川町や福崎町などの行政は、神崎総合病院をどのように見ているかとの質問に対しては、病院からは、兵庫県が策定する地域医療計画の中で災害対応病院として位置づけられる予定である。また、各町で定めることになっている新型インフルエンザの行動計画の中での病院の位置づけ、そして介護保険法で義務づけられた地域包括ケアシステムの中での病院の役割、位置づけは大きなものになると考えられ、郡内の市川町、福崎町にもこれらのことをきっかけとして、病院に対しての理解と協力をしていただけるよう進めていきたいとの回答です。

次に、一般会計からの補助金のあり方で、当初予算には3億6,000万円と計上されているが、交付税で病院に充当されるべき金額は4億5,000万円ぐらいになると思われることから、年度途中で赤字補填のような形で入れるのではなく、初めから全額を

病院に充当して、病院としての努力が表に出るような会計の運営方法が望ましいと思うとの委員からの意見に対し、病院側はその形を望むようですが、財政特命参事のほうからは、総務省が示している繰り出し基準などの計算によれば、当初予算よりかなり大きな額にはなる。また、本来なら定額でいくべきであるとも思うが、実質公債費比率や町の財政上のこともあるため、今のところは3億6,000万円を基準にして不足分についてプラスアルファしているとの回答でした。

次に、病院の移転新築について、早く方向性を出して県や近隣町に強く働きかけ、準備を進めるべきではとの意見に対して、副町長からは、新築したほうが将来的にはよいということはわかっているので、町長も新築に向けて何とかできないかと検討を続けています。また、市川町や福崎町の町長や副町長に対しても負担金等の協力依頼も幾度となく行っている。新築した場合の病院機能などについての構想や、旧館となる現在の建物をどうするかという構想についても既に持っている。しかし、補助金もない中で財源などいろいろなことでの県との調整もさらに必要である。この8月に朝来医療センターの新築に伴う入札が行われる予定であり、この状況を踏まえて町長が結論を出すということで進めているとの回答でした。しかし、このことについては双方の意見がかみ合わない部分もあり、全員協議会で詳しく状況について説明を受けることとしました。

最後に、医師確保関係については、打村院長はことし68歳になられ、定年延長の期限もこの26年度で切れることとなります。しかし、対外的にもいろいろな方と精通しておられ大切な人材であることから、その後も囑託の院長として引き続きお勤めいただきたいと思っている。また、ことし3月から神戸大学の院長に就任された藤澤先生は市川町出身であることから、この機会を大切にし、つながりをつくっていきたいと考えている。医師修学資金を貸与してきた第1号の医学生がこの4月に医師になられ、2年間の初期研修の後、平成28年には神崎総合病院に着任してくださる予定であるとの報告を受けております。

次に、健康福祉課所管について報告いたします。健康福祉課事業のてくてくウォークラリー教室に参加している方から、ラジオ体操の音楽を朝、放送で流せば町民全員がこぞってラジオ体操をし、健康につながるのではないかと声が出ているので、取り組めないかとの問いに対し、そのことについては今担当職員とも検討しているところであるとの回答でした。これについては、早速6月1日からケーブルテレビ放送の告知放送で体操の音楽が流れています。素早い取り組みありがとうございます。

次に、老人クラブの補助事業について、1単位クラブで会員が100人以上のところと40人程度のところへの助成金が同額というのは差があり過ぎるのではないか、人数割というような不公平感のない配分方法に変えてもらえないかという質問に対し、25年度最終の老人クラブ理事会の中では、大河内エリアにおいて1つの区の中に2つの老人クラブがあるところがあり、神崎エリアとバランスがとれていないとの意見が出ました。が、30人以上の会員構成ができれば1つの区の中で2クラブ、3クラブをつ

くり変更することは可能であるとの説明をしております。しかし、県の補助金が絡んでいる関係上、人数割は難しいとの回答でした。このことについては、来年度までに老人クラブの考え方を整理した上で慎重に進めていただくよう要請しました。

次に、地域局所管について報告いたします。資料の中で職員による住民福祉グループ会議の討議の結果では、地域局を健康福祉課に統合するとあるが、どういう形の統合なのかとの質問に対しては、地域局という名前をなくすだけであり地域局が行っていた窓口業務、サービスは健康福祉課の中でそのまま継続するという考えであるが、これはあくまでもグループ会議の結果であって確定ではなく、今後さらに検討していき、最終的に町長が判断する形になるであろうとの説明を受けました。

また、日曜窓口についてのアンケート結果を神崎支庁舎で実施することであるということであるが、結果をどのように生かしていくのかという質問に対して、日曜窓口の総合的な業務を地域局のほうの職員では賄えるが、本庁においては住民生活課の職員が税務課等の業務は行えないなどの関係もあり、このまま支庁舎で継続する考えである。それとアンケートの内容によっては、職員の出勤時間をずらすなどのフレックスタイムによる平日業務の時間延長についても検討していくことになる、と、回答でした。

次に、住民生活課所管について報告します。防災関係については、新田や上小田などの奥地で降った雨水の重立った橋への到達時間の把握、また、停電した場合の情報発信や連絡手段、そして防災対策としてソーシャルネットワークサービス、フェイスブックなどのインターネット上で構築した連絡網、そういったものの活用、有事の際の消防団と自主防災組織との関係や指揮系統の問題、ハザードマップの活用方法など住民への説明など、これらについて早期の検討や取り組みを要請しました。

次に、クリーンセンターについては、中播北部クリーンセンターの使用期限が29年度末となっている中で、その後はくれさかクリーンセンターに委託する方向で福崎町、姫路市へお願いしている。このことの原因についてはとの質問に対し、北部2町でごみ処理場を新設するには人口規模的に国庫補助も受けられず、財政的に困難であり、また、現存の中播北部クリーンセンターの継続使用には維持、継続に係る費用が大きく、30年度からくれさかクリーンセンターに委託する方法が一番経費が少なく済むためとの説明を受けました。住民生活課にはクリーンセンターの方向性、ごみの減量化、ハザードマップの活用、防災対策など、これら全て住民の皆さんに周知していかなければ理解も協力も得られないことであるため、ぜひとも集落を回って説明会を開いていただくよう要請しております。

今後の委員会活動として、障害者や高齢者が利用されている施設の状況を視察し研究する予定としております。

以上で、民生福祉常任委員会の報告とさせていただきます。終わります。

○議長（安部 重助君） 民生福祉常任委員長の報告が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。再開を10時25分といたします。

午前 10 時 07 分休憩

午前 10 時 25 分再開

○議長（安部 重助君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

次に、産業建設常任委員長の報告を受けます。

藤原裕和産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員会委員長（藤原 裕和君） 1 番、藤原裕和でございます。産業建設常任委員会の委員長報告ということで、大ざっぱな大まかな部分の報告になろうかと思えますけれども、よろしく願います。

さきの議会から委員会が変わりまして、実は、ただいま休憩前の松山委員長の所管する部分と私どもの産業建設という部分で分離しましたものですから、担当としては所管する担当課は建設課、地籍課、上下水道課、地域振興課、この 4 課をもとに産業建設常任委員会ということで第 1 回目の委員会を 5 月の 19 日と 5 月の 20 日に委員会を開催をいたしております。まず最初だったということも含めまして、5 月 19 日は現地調査ということで地域振興課と建設課を中心に現地調査を実施しております。当委員会ということで委員の構成がえもありましたことから、急遽 5 月 19 日、1 日、日を加えまして現地調査をやらせていただきました。今後においてはこの現地調査という部分においては委員会として現地調査の必要性、また災害時における対応ということも踏まえまして、十分委員会の中で協議しながら現地調査を進めてまいるということで、今後進めてまいります。

翌 5 月 20 日の当委員会を所管する事務調査を実施をいたしました。まず、建設課については、この 4 月より新しい課長、石堂課長ということで災害復旧状況等の進捗状況などいろいろ事務執行の報告を受けました。昨年 9 月の豪雨災害が余りにも甚大であり、多くの災害箇所があったため十分今現在対応ができておらないということでもあります。今後においてもこの災害の工事箇所になるんですけれども、岩屋の高坂川、神明谷川、これらを含めまして 4 件あるんですけれども、早急に工事を発注していきたいということとともに、林道災害においても越知ヶ峰線を含む 9 路線、これらをまだこれから順次工事発注するというので報告を受けております。

この中で委員より、林道越知ヶ峰線のこの部分についての質問がありまして、長い間通行不可ということのを放置しておるといふことの御指摘も意見が出ました。これについては 5 月末でしたか、入札が行われて工事が進むようであります。それとまた、委員により災害箇所であります中村地内慈増谷川という谷川があるんですけれども、ここら辺の溢水、水があふれたという部分の対策についての意見も出たところであります。

またこのほかに、橋梁調査、橋の調査ですけれども、この結果と長寿命化に向けた今後の取り組みについては平成 25 年度で町内 15 メーター以上の橋 67 カ所、これについての点検結果と修繕計画がこの 3 月末をもって完了しておりますということで報告を

受けております。この中でこれも委員から、この橋梁調査の点検結果の公表について意見が強く求められましたが、副町長、担当課長の答弁は、今、担当課としてこれら整理中でありまして、整理次第、担当委員会に報告するということでもあります。

また、修繕計画は平成27年度から10年間、これから先10年間、緊急性の高いところから修繕する計画となっている内容であります。この67カ所の中で以前にも報告があったのかもわかりませんが、このうちの4つの橋、具体的に言いますと、杉地内にあります天理教のそばの橋ですけれども、大山橋、それから2つ目は中村地内の越知川にかかっておる観音橋、それからこれも越知川なんですけれども、根宇野地内、野尻橋、それから4つ目としましては長谷にあります栗の栗橋、この4つの橋について担当課としても重量制限、これらの表示板を掲げてこれから注意を促していきたいとのことでもあります。残りの2メートルから15メートルの橋、橋梁199、この橋につきましては平成25年度繰り越し分と26年度での点検業務等計画をされております。

それからまた、別の話になるんですけれども、現地調査もしました関係上、越知地内の上越知の部分になるんですけれども、個人の石垣が崩落の危険がありまして、この石垣の前の町道が3月ごろより通行どめになっておるという件について現地調査をさせていただきました。当事者の思いも聞かせていただきました。また、建設課、担当としてのいろいろ今までの取り組み、これからのそういう部分も含めて見解も示されましたが、産業建設委員会の今後の課題ということで少し問題が残っております。

その他としまして、県の裏山防災制度に関する質問もありました。それから、ここの寺前地内、秋桜たうんから上岩の県道に通じる町道水走り中河原線に関する質問も、取り組みについてもありました。この路線については皆さんも御承知のとおり、用地買収の物件が2件、2つの場所がありまして、担当課としましてはこの6月より担当課長を筆頭に、これら本格的に用地交渉に当たっていききたいと報告をされております。

次に、地籍課については、これも4月より新しい課長、坂本課長さんのもと進捗におくれないように地籍課の業務を努めていききたいと表明されておりまして、特に地籍課の関係については報告はございません。

次に、上下水道課についても、この4月より、この課も橋本課長、新課長のもと上下水道課が新体制となっております。この中で委員より、水道施設の基本計画及び下水道施設の更新計画の策定についての質問がありまして、上水については耐震化も含め未確定ではありますが、各浄水場の機械設備の点検をする中で更新計画を立て、年間の投資額が平準化するよう整備をしていきたいということを示されております。下水の部分についてもこれら将来人口が減少しておるということも含めまして、長寿命化計画の策定を平成26年度で実施をされます。そういうことになっております。

またその他の、これも委員の意見が出たんですけれども、我が町は水道料金が非常に高いということで、これら料金が何とか安くならないかというようなお声も委員会で出ました。担当課長からは、人口減少によりまして使用量も減ってきておる。料金値下げ

は大変難しい。今後においては値上げをしない方向で、これらの施設の維持ができるようにしたいという発言が担当課長よりありました。

次に、地域振興課の地域振興係の関係であります。地域振興課は野村課長、前からの課長であります。いろいろ説明をされました。神河町のエネルギーの基本の計画書が平成26年、ことしの3月に策定されておりまして、再生可能エネルギーの普及促進についてこれらを進めていきたいという報告を受けております。

それからもう1点は、新野の駅東に今年度予定されておるんですけれども、建設予定をされておるんですけれども、地域優良賃貸住宅、2LDKぐらいの大きさなんですけれども、12戸の建設については来年の3月の月上旬に完成をする予定で進めておるといふ報告を受けております。

それから、市川を挟みましてしんこうタウンという分譲地の販売がなかなか進んでいないという御質問も受けておるんですけれども、残りの分譲地17戸があるんですけれども、そこら辺をこれも委員の中から質問が出たんですけれども、販売促進、これをこれからの町の人口の増加の突破口ということで、ぐらいの思い切ったこれらの発信をして、販売促進をすべきだという要望もありました。

それから、そのほかにも播但線の要望に関する質問も出たところであります。

次に、地域振興課の商工観光係の御報告をするんですけれども、この観光係として観光振興の基本戦略や各観光施設の保全管理の整備計画策定については、平成26年度で実態を調査をする。平成27年度にはこれらの修繕費の入った財政シミュレーションとの調整もしながら、対応可能かを検討する内容であると説明がありました。やはり基本はあくまでも各観光施設のメンテナンスの計画であるという考え方も示されたところであります。

それから、5月19日現地調査に行った中で、山田地内にある木工芸館のピノキオ館にも行ったんですけれども、ここら辺についても現地で現状についての資料により説明も受けております。

それから、5月19日の現地調査の関係でグリーンエコー笠形の災害状況も見させていただきました。また、このグリーンエコーの施設の少し上部になるんですけれども、オウネン平というテニス場を現在余り使用されていないということなんですけれども、前々からのテニス場がありまして、ここら辺を今年度の予算ということでグラウンドゴルフ場という計画も現場で説明を受けたところであります。この部分についてはスポーツ振興くじの助成を受けてやられるということでもあります。

それから、最後になるんですけれども、農林業係についても小林参事のほうから平成26年度の行動計画やパイプハウスの補助並びに農林業の後継者育成支援、森林整備における搬出運搬費の補助などなどの説明を受けております。いろいろ質問も出たんですけれども、以上で産業建設常任委員会の雑駁で大まかな内容の説明となりましたけれども、これで報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。



○議長（安部 重助君） 次に、人権文化推進特別委員長、お願いいたします。

山下皓司委員長。

○人権文化推進特別委員会委員長（山下 皓司君） 3番、山下でございます。それでは、人権文化推進特別委員会の報告をいたします。

去る5月26日に委員会を開催したわけでございますが、その結果につきましてはお手元に配付をいたしておるとおりであります。その中で委員より出ました意見などについて御報告をいたしたいと思っております。

今、取り組んでいただいております人権学習支援事業についてでございますが、25年度の報告を受けておりますが、神崎小学校においては、その実施ができていないということではございますが、寺前小学校での学習ができていないというような状況であります。これにつきまして、やはり町内同じ取り組みをしていくべきであるというような意見が出ておりました。支援学級につきましては、地域や保護者の願いがある以上、継続して実施するスタンスというように考えているということでありまして、その主体であります児童・生徒の保護者の意向を最大限に尊重して、無理のない形で取り組んでいきたいというような説明がありました。

次に、人権啓発ビデオの活用についての意見交換をいたしました。人権啓発ビデオを毎年購入されているわけでありましてけれども、もっと広く使うようにと、有効に活用するようにということではございますが、現在、地区別懇談会や各種の人権教育で活用しているということではございます。意見といたしましてですが、毎月人権の日11日と定められておるわけではございますが、そういった日に公民館で上映するとか、また公民館活動の中等で毎年映画会がありますが、そういったときにも活用するというような形で取り組んではどうかというような提案的な意見がありました。執行部のほうからは提案に沿って検討していきたいというようなことではございました。

それから、毎月11日に発行されている人権チラシについての意見がありました。現在一生懸命取り組んでいただいているところではございますが、もっと見やすい内容にしてほしいと、そういったようなことではございました。この啓発チラシにつきましては発行の基本の方針は人権文化推進協議会の中にあります調査広報部会等において方針を出す、関与するというところではございますが、具体的な内容は社会教育指導員と教育委員会の担当者が作成しているということではございます。できるだけ見やすい方向にしていきたいということではございました。

次に、本人通知制度についての意見を交換いたしました。その効果などを町民の皆さんにわかりやすく説明する必要があると。そして、登録者をふやすようにというように意見を述べたわけではございますが、本人通知制度に登録することで不正取得を防止、抑止し、悪質な身元調査などの被害を防ぎ、私たちの人権を守ることができるようになるという制度であります。周知に努めて登録方法についてもより簡易にできるようにしていきたいということではございます。登録者数をふやしていきたいということではございました。

ちなみに、現在の登録者数は159名ということであります。委員会といたしましては、町などが実施する人権啓発事業に積極的に参加するなど、途切れることなく人権文化推進に取り組んでいきたいと考えております。なお、町にあります町人権文化推進協議会の委員のメンバーについて、現在は委員長、それから議長、また議会の常任委員長という形でその委員会に参画いたしておりますが、この委員会のメンバーに当委員会ですね、この人権文化推進特別委員会のメンバーを入れてもらうほうがいいんじゃないかなというようにも意見として述べたわけでありまして。今後、人権文化推進協議会の中で議論されるというように考えております。

以上、非常に簡単でございますが、人権文化特別委員会の委員会報告といたします。

○議長（安部 重助君） それでは、私のほうから3月定例会以降の重立った事項について報告いたします。

3月28日、中播農業共済事務組合議会定例会、第2日目が開催され、小林議員と私が出席しております。付議事件は、平成26年度事務組合農業共済事業会計予算等について原案のとおり可決しました。

同じく3月28日、中播衛生施設事務組合議会定例会、第2日目が開催され、藤森議員と私が出席しております。付議事件は、平成26年度事務組合一般会計予算について原案のとおり可決しております。

3月30日、神河町婦人会の閉会式が開催され、私が出席しております。大正時代から90年余り続いてきた女性団体の歴史に幕を引かれました。

4月6日、神河町消防団初出式並びに入退団式が開催され、全議員が出席しております。

4月11日、西播磨市町議長会第1回総会が姫路で開催され、私が出席しております。議事は、平成25年度の事業報告並びに会計決算、平成26年度の事業計画並びに予算についてで、いずれも原案のとおり認定、可決しております。閉会後に姫路市から地方中枢拠点都市制度についての概要の説明を受けております。

同じく4月11日、リゾートによん in かみかわの竣工式が開催され、山下前副議長に出席していただいております。

5月2日、臨時会において、正副議長の選挙を行うとともに、各委員会の設置及び構成を決定しております。

5月8日、神河町人権文化推進協議会総会が開催され、山下人権文化推進特別委員長のほか、各常任委員長3名と私が出席しております。

5月9日、神河町トライやる・ウィーク推進協議会が開催され、宮永総務文教常任委員長に出席していただいております。

5月14日、神河町観光協会通常総会が開催され、藤原裕和産業建設常任委員長と私が出席しております。

同じく5月14日、県町議会議長会主催の新議員研修会が神戸で開催され、藤原資広

議員、小寺議員、三谷議員が佐用町の新議員さんと一緒に研修されました。

5月15日と16日、神河町議会主催の新議員研修会を開催し、3名の新議員に各行政組織における所管事務の概要と課題について研修を受けていただきました。説明を行っていただきました各管理職員の皆さんには大変お世話になりありがとうございました。

5月18日、神河町消防操法訓練大会が開催され、全議員が出席しております。

5月19日、神河町国民健康保険運営協議会が開催され、松山民生福祉常任委員長に出席していただいております。

5月21日、第173回兵庫県町議会議員公務災害補償組合議会定例会が神戸で開催され、私が出席しております。議案は、新たな議長に朝来市議会の能見議長を選出した後、平成25年度一般会計決算について原案のとおり認定しております。引き続き、兵庫県町議会議長会評議員会議が開催されております。主な議題は、平成25年度一般会計決算の認定、平成26年度定期総会の運営等であり、いずれも原案のとおり認定、了承しております。

同じく5月21日、神崎郡議長会が開催され、私が出席しております。協議事項は、平成25年度事業報告及び決算についてであり、いずれも承認しております。なお、平成26年度事業計画についても協議しており、グラウンドゴルフ大会は10月15日に福崎町において、郡全議員研究会は10月24日に市川町において開催することを決定しております。議員の皆様には、日程調整をお願いしておきます。

5月23日、神河町商工会通常総代会が開催され、藤原裕和産業建設常任委員長と私が出席しております。

5月27日、神河町商工会主催の自然薯を使った特産品開発完成試食会が開催され、藤原裕和産業建設常任委員長に出席していただいております。

5月27日から28日、第39回町村議会議長・副議長全国研修会が東京メルパルクホールで開催され、藤森副議長と私が出席しております。研修事項は、27日には「住民と歩む地方議会」と題して、山梨学院大学法学部教授、江藤俊昭氏から基調講演があり、その後4名の町村議長により、「これからの町村議会のあり方」と題してシンポジウムが開催されております。28日は、「地域づくりを考える」と題して、民俗研究家の結城登美雄氏から、また、「日本の政治経済の現状と今後の行方」と題して、ジャーナリストの後藤謙次氏から講演を受けております。なお、研修会の前後に兵庫県選出の関係国会議員に面談し、地域医療や地域活性化について要望を行っております。

5月28日、神河町戦没者慰霊祭が、姫路護国神社において執行され、松山民生福祉常任委員長ほか各議員に出席していただいております。

5月30日、兵庫県町議会議長会の第65回定期総会が神戸市で開催され、藤原裕和議員と私が出席しております。総会の冒頭において、県会長表彰及び全国会長表彰の伝達が行われ、藤原裕和議員が町議会議員15年以上の在籍功労者として全国町村議長会会長表彰を、また、藤原裕和議員と廣納良幸議員が、町議会議員15年以上在籍功労者

として、私が町議会議員4年以上在籍功労者として、兵庫県町議会議員会会長表彰を受けております。定期総会の議事については、県町議会議員会の宮尾会長から、平成25年度会務報告が行われ承しております。総会終了後、「市町行財政に係る諸課題について」と題して、兵庫県企画県民部長、五味裕一氏から講演を受けております。

5月31日、自主防災かみかわの総会が開催され、私が出席しております。

なお、会議規則第129条に規定する議員の派遣の件は、お手元に配付のとおり議員派遣をしておりますので御了承願います。

また、定例会ごとに発行しております議会だよりにつきましては、4月10日に第37号を、5月13日に第38号を発行し、それぞれ各区長様を通じて全戸に配布しております。

また、閉会中に陳情書を4件受理しております。議会運営基準第140条の規定に基づき、お手元にその写しを配付しておりますので、御一読をお願いいたします。

なお、陳情第4号、最低制限価格の引き上げに関する陳情については、5月23日に神河町建設業協会の片岡会長ほか役員さんから陳情の趣旨を直接伺いたしました。町長に対しても同様の陳情が行われたようで、5月30日執行の入札から一定の改善が図られたと執行部から説明を受けております。建設業協会としても評価されておると聞いておりますのでお知らせしておきます。

以上で、閉会中の重立った事項について報告を終わります。

これより議案の審議に入りますが、その前に廣納議員より体調の都合により採決の起立困難の届けがありましたので、挙手でもってこれを意思表示されますということでございます。これを許可いたしておりますので、御了承願いたいと思います。

なお、可否確認のために私が皆さんの態度保留のために挙手をさせていただきますので、その挙手が終わるまで態度を保留していただくという形で、今後進めていきたいというふうに思いますので、御協力願います。手を下げるまでそのままの状態をお願いしたいと思います。

それでは、議案に入ります。

---

#### 日程第4 第45号議案

○議長（安部 重助君） 日程第4、第45号議案、専決処分をしたものにつき承認を求める件（平成25年度神河町一般会計補正予算（第8号））を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山名 宗悟君） 第45号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。本議案は、専決処分をしたものにつき承認を求める件（平成25年度神河町一般会計補正予算（第8号））でございます。

平成26年3月31日に地方自治法第179条第1項の規定によって専決処分をいた

しましたので、同条第3項の規定によって5月2日に議会に報告し、既に承認を求めております。しかしながら、繰越明許費補正につきまして、事務処理上の誤りがありましたので、再度報告し、承認を求めるものでございます。なお、このことによる歳入歳出予算の総額の変更はございません。

詳細につきましては総務課財政特命参事から御説明しますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（太田 俊幸君） 総務課、太田でございます。詳細説明をいたします。2ページをお願いします。第1表、繰越明許費補正でございます。繰越明許費につきましては、3月の補正第6号で議決をいただき、その後変更のあったものについて3月31日に専決によって補正し、5月2日の臨時議会において報告しております。しかしながら、土木費の道整備交付金事業につきまして、3月の補正で繰越額を4,720万円で報告しておりましたが、既に平成25年度で支出済みのものが含まれておりましたので、2度目の専決となりますが747万7,000円を減額し3,972万3,000円とするものでございます。事務処理上の誤りがありましたことは厳粛に受けとめ、再度発生しないよう確認作業の徹底をしております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方、どうぞ。特にございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑ないようでしたら質疑を終結したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 質疑ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結し、第45号議案を採決いたします。

本案については、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第45号議案は、承認することに決定しました。

---

#### 日程第5 報告第4号

○議長（安部 重助君） 日程第5、報告第4号、平成25年度神河町一般会計予算繰越明許費に係る繰越計算書の報告の件を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山名 宗悟君） 報告第4号の報告理由並びに内容について、御説明申し上げます。

本報告は、平成25年度神河町一般会計予算繰越明許費に係る繰越計算書の報告の件でございます。地方自治法施行令第146条第2項の規定によりまして、平成25年度の繰り越し事業の障害者自立支援給付システム改修事業ほか、10事業につきまして、繰越計算書をもって報告するものでございます。

詳細につきましては総務課財政特命参事から説明しますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（太田 俊幸君） 総務課、太田でございます。平成25年度神河町一般会計繰越明許費繰越計算書について、詳細説明をいたします。計算書をごらんください。平成25年度一般会計補正予算（第6号）と（第7号）と先ほどの（第8号）で御承認をいただいた繰り越し事業11件の財源内訳を報告します。

まず、民生費の障害者自立支援給付システム改修事業は、国庫支出金が45万3,000円で、一般財源が45万5,000円でございます。同じく民生費の子ども・子育て支援システム構築事業は、全額県支出金で1,222万6,000円でございます。農林水産業費のため池一斉点検事業は、県支出金が60万4,000円で、一般財源が6,000円、商工費のグリーンエコー笠形親水公園整備事業は、地方債が2,510万円で、一般財源が133万円でございます。土木費の道整備交付金事業、神崎・市川線は国庫支出金が1,700万円、地方債が1,410万円、一般財源が862万3,000円でございます。同じく、土木費の社会資本整備総合交付金事業の橋梁長寿命化修繕計画策定につきましては、国庫支出金が525万5,000円で、一般財源が463万2,000円でございます。消防費の兵庫県衛星通信ネットワーク設備更新負担金事業は、地方債が800万円で、一般財源が4万円でございます。災害復旧費でございますが、農地災害復旧事業は、県支出金が258万9,000円、地元負担金が28万3,000円、地方債が10万円、一般財源が5万1,000円でございます。農業施設災害復旧事業は、県支出金が117万円、地元負担金が3万円、一般財源が1万6,000円でございます。林業施設災害復旧事業は、県支出金が484万2,000円、地元負担金が292万5,000円、地方債が640万円、一般財源が273万3,000円でございます。最後に、公共土木施設災害復旧事業は、国庫支出金が3,030万3,000円で、地方債が8,430万円、一般財源が163万7,000円でございます。これら全てについて、収入済みの特定財源はございません。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。特にございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑ないようでございますので、質疑を終結いたします。

報告第4号については、以上のとおりでございます。よろしく御了承のほどお願いいたします。

---

日程第6 報告第5号

○議長（安部 重助君） 日程第6、報告第5号、平成25年度兵庫県町土地開発公社の事業報告の件を議題といたします。

上程報告に対する提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山名 宗悟君） 報告第5号の報告理由並びに内容について御説明申し上げます。

本報告は、平成25年度兵庫県町土地開発公社の事業報告の件でございます。この兵庫県町土地開発公社は、構成団体の兵庫県下12町から委託を受けて、公共用地の取得、処分等の事業を行うものであり、本報告は地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するものでございます。土地の取得は、2件の1億5,045万9,000円で、処分は1件の5,248万1,000円でございます。事業収支では、平成21年度以来4年ぶりに58万2,703円の黒字となっています。

詳細につきまして、総務課財政特命参事から説明させますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（太田 俊幸君） 総務課、太田でございます。それでは、兵庫県町土地開発公社の平成25年度事業報告書及び計算書類につきまして、説明をいたします。

まず、1ページ、2ページをお願いします。事業の概況と執行状況でございます。公有地取得事業の土地の取得は2町2件で、土地取得面積5,648平方メートルの1億5,045万9,000円で、土地の処分は1件の5,248万1,000円でございます。平成25年度で処分完了した土地はありませんでした。平成25年度末の借入金残高は2億1,125万1,000円となっています。

次に、事業収支では、平成19年度から職員を兵庫県町村会へ転籍させ、経費の削減を図ってきた結果、本年度は平成21年度以来4年ぶりに58万2,703円の黒字となりました。この収益分については、全額未処分利益剰余金に積み立てし、翌年度繰越金剰余金を1,882万1,233円といたしました。

続いて、3ページをお願いします。財務の概況でございます。収益的収入及び支出でございますが、まず収入。事業収益決算額は5,515万6,181円で、公有地取得

事業収益 5,440万3,886円と0.5%の事務費収益 75万2,295円でございます。事業外収益は 2万4,685円、内訳は各町出資金総額 1,800万円に係る預金利息 1万3,521円と未処分利益剰余金に係る利息 1万1,164円、収益的収入合計は 5,518万886円となっております。

続いて、4ページをお願いします。支出でございます。事業原価は 5,440万3,886円、販売費及び一般管理費は 19万4,277円、旅費などの事務経費でございます。収益的収支の合計額 5,459万8,163円で収入合計から差し引いた金額 58万2,703円が当期純利益となっております。

続きまして、5ページをお願いします。資本的収入及び支出でございます。収入は一般土地借入金で 1億5,045万9,000円でございます。資本的支出は、一般土地取得費 1億5,045万9,000円と買い戻し額の元金相当額 5,248万1,000円で、合計額は 2億294万円となっております。

8ページをお願いします。役員の異動ですが、一覧表のとおりになっております。

続いて、14ページをお願いします。財産目録でございます。平成 26年3月31日現在、期末における公社の財産は、流動資産の預貯金が 3,682万1,233円、公有用地が 2億1,125万1,000円、計 2億4,807万2,233円でございます。負債の部、長期借入金は 2億1,125万1,000円、差し引き正味資産 3,682万1,233円、これは各町の出資金 1,800万円と、未処分利益剰余金の合計でございます。

18ページ以降に平成 26年度事業計画及び資金計画を添付しております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 報告が終わりました。

本報告に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。質疑、特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございますので、質疑を終結いたします。

報告第 5号については以上のとおりでございます。よろしく御了承のほどお願いいたします。

---

#### 日程第 7 諮問第 1号及び諮問第 2号

○議長（安部 重助君） 日程第 7、諮問第 1号及び諮問第 2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求める件を議題といたします。

諮問第 1号、諮問第 2号に対する提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山名 宗悟君） 関連がございますので、諮問第 1号及び第 2号の提案理由について御説明申し上げます。

本諮問は、人権擁護委員の推薦につき意見を求める件でございます。平成 15年から



人権擁護委員をお務めいただいています宮崎由美子様と、平成18年から人権擁護委員をお務めいただいています藤原慶子様が、ともに平成26年12月31日をもって任期満了となります。宮崎由美子様と藤原慶子様は、人権に対する識見が高く、地域の方の信頼も大変厚く、人権擁護の高い資質のお持ちの方でございますので、このたび法務大臣に対し推薦させていただくに当たり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の御意見をお聞きしたく諮問するものでございます。

以上が提案の理由並びに内容でございます。

詳細につきましては住民生活課長から説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（吉岡 嘉宏君） 住民生活課、吉岡でございます。人権擁護委員の推薦について、一括して説明いたします。

諮問第1号の宮崎由美子氏は、人権擁護委員として平成15年から現在まで4期12年務められております。その活動内容は、御自身の経歴である区婦人会長や町民生児童委員の実績を生かし、人権擁護委員として特に人権相談日には相談者に対して常に思いやりの心で対応され、子供たちの触れ合いの中でいじめ問題について取り組まれ、日々子供たちに声をかけて鋭意努力されております。平成23年5月には、全国人権擁護委員連合会長表彰を受賞されました。今後においても活発な委員活動が期待できる適任者であると認めますので、推薦いたします。

諮問第2号の藤原慶子氏は、人権擁護委員として平成18年から現在まで3期9年務められております。その活動内容は、御自身の経歴である町教育委員、町婦人会副会長、町社会教育委員の実績を生かし、人権擁護委員として常に前向きに鋭意努力され、その活動は優秀であり、平成26年5月には全国人権擁護委員連合会長表彰を受賞されました。今後においても活発な委員活動が期待できる適任者であると認めますので、推薦いたします。

なお、経歴等を添付いたしておりますので、よろしく御審議をお願いいたします。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

諮問第1号、諮問第2号に対する質疑に入ります。質疑のある方、どうぞ。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございますので、質疑を終結し討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。

ここでお諮りいたします。まず、諮問第1号、被推薦者、宮崎由美子氏は、人格、識見ともに高く、広く社会の実情に通じておられ、議会としても適任者であるとの意見を提出いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認め、宮崎由美子氏が適任者であるとの意見を提出することに決定しました。

続いて、諮問第2号、被推薦者、藤原慶子氏は、人格、識見ともに高く、広く社会の実情に通じておられ、議会としても適任者であるとの意見を提出いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認め、藤原慶子氏が適任者であるとの意見を提出することに決定しました。

---

#### 日程第8 第46号議案

○議長（安部 重助君） 日程第8、第46号議案、神河町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山名 宗悟君） 第46号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例制定の件でございます。改正の理由は、兵庫県の福祉医療費助成事業実施要綱及び母子家庭等医療費給付事業実施要綱において、同要綱内で引用している法律が改正されること、あわせて表現の修正が行われたことを受け、本条例について同様の改正を行うものでございます。

以上が提案の理由並びに内容でございます。

詳細につきましては住民生活課長から説明しますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（吉岡 嘉宏君） 住民生活課の吉岡でございます。それでは、第46号議案の詳細説明をさせていただきます。

まず、1つ目の説明になりますが、政府のひとり親家庭支援策としまして、母子及び寡婦福祉法が父子家庭への支援拡大等を含めた改正をすることになりまして、母子及び父子並びに寡婦福祉法となりまして、平成26年10月1日に施行されます。これに伴いまして、条例の第2条中の母子家庭等医療費に係るものについて、準用法律名等の改

正を行うものでございます。

次に、第4条の所得による支給の制限でございますが、その中で第4号の母子家庭等医療費の箇所、兵庫県より一部文言修正がありましたので、同様に改正を行うものでございます。

最後に、条例の第6条第3号中に法第28条とございますが、これは老人保健法が適用されていたときのものでございまして、平成20年4月に後期高齢者医療保険制度が発足するときに合わせて本来直しておくべきものでございましたが、直しておりませんでして、このたび法第67条と正しく改正をするということでございます。申しわけございませんでした。

以上、詳細説明とさせていただきます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑、特にないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結し、第46号議案を採決いたします。

本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第46号議案は、原案のとおり可決しました。

---

#### 日程第9 第47号議案

○議長（安部 重助君） 日程第9、第47号議案、神河町消防団条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山名 宗悟君） 第47号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町消防団条例の一部を改正する条例制定の件でございます。平成26年3月に、鍛冶分団の消防車両を消防ポンプ車から軽四積載車に更新いたしております。なお、軽四積載車については、消防庁より無償貸与されたものであります。これを受け、条例定数の積算根拠の一つである火災対応団員数が消防ポンプ車配備分団の15名から、軽四積載車配備分団の12名へと3名減員されることにより、神河町消防団全体の条例定数を772名から769名に改正するものでございます。

以上が提案の理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑ないようでございますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結し、第47号議案を採決いたします。

本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第47号議案は、原案のとおり可決しました。

---

#### 日程第10 第48号議案

○議長（安部 重助君） 日程第10、第48号議案、神河町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山名 宗悟君） 第48号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定の件であります。消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が、平成25年12月13日に公布され、消防団員の処遇の改善について国及び地方公共団体は必要な措置を講ずるものと規定されました。これを受けて、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令により、退職報償金の額が引き上げられました。内容は、階級が団員で勤続年数が5年以上10年未満の場合のみ5万6,000円、その他については階級、勤務年数を問わず一律5万円の引き上げとなり、本条例について同様の改正を行うものでございます。

以上が提案の理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 質疑ないようでございます。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結し、第48号議案を採決いたします。

本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第48号議案は、原案のとおり可決しました。

---

#### 日程第11 第49号議案

○議長（安部 重助君） 日程第11、第49号議案、平成26年度神河町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山名 宗悟君） 第49号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成26年度神河町一般会計補正予算（第2号）でございまして、当初予算以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。補正の主な要因は、寺前小学校大規模改造事業は、平成26年度と平成27年度の継続事業として債務負担行為をしておりますが、工事を分けることで町内業者も入札参加が可能となりました。そのため、債務負担行為を廃止し、平成27年度予定工事の一部を平成26年度に振りかえるため、工事請負費を増額いたします。

そのほか、4月の人事異動に伴う人件費及び人件費補正に伴う特別会計繰出金の増額及び減額、運転員退職に伴うマイクロバス運行委託料の増額、書類倉庫の間仕切り工事とプレハブ倉庫の設置工事及びラック棚購入費の増額、町有地売り払い収入及びその額を公共施設維持管理基金へ積み立て、交通安全点検指摘箇所等の交通安全設備工事費の増額、木造インターンシップ事業の事業変更による予算の組み替え、コミュニティ助成事業の一部未採択による助成金の減額、税務課電算eLTAx端末のセットアップ委託料を計上、町議会議員選挙の精算による減額、臨時福祉給付金事業の事務精査による予算の組み替え、集団見合いテレビ番組の実行委員会に補助金を計上、木工芸センターテラス工事から空調設備工事組み替え、地籍調査費の測量等委託料の増額とその県補助金の増額、平成25年度道路橋梁費河川費の区要望事業等の取り下げ分の再計上と新規分の増額、J-ALERT全国瞬時警報システムの改修費を計上、神崎体育センターの消防設備委託料の増額、これらによりまして歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億230万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ84億5,690万円とするものでございます。

なお、詳細につきましては総務課財政特命参事から説明しますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（太田 俊幸君） 総務課、太田でございます。詳細説明をします。

それではまず、5ページをお願いいたします。第2表、債務負担行為補正でございます。先ほど町長が申し上げました理由によりまして、債務負担行為を廃止する補正を行います。

6ページ、第3表、地方債補正でございますが、工事を分けるために平成27年度に実施する工事の一部を平成26年度に振りかえる必要があるため、小学校施設整備事業債2億1,740万円に1,480万円を増額し、2億3,220万円としまして、地方債限度額の総額は14億4,830万円となりました。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書で説明させていただきます。9ページをお願いします。歳入でございます。土木費分担金でございますが、平成25年度区要望事業で地元調整等のおくれにより3月補正で取り下げておりました事業について、問題解決によりまして本年度実施するため126万円の増額でございます。総務費負担金、被災地復旧復興中長期派遣職員人件費負担金ですが、平成27年度で帰省を予定しておりましたが、26年度中に帰省しましたので、その負担金18万4,000円の減額でございます。

民生費国庫補助金の子育て世帯臨時特例給付金給付事業費補助金ですが、給付金の振り込みに手数料が生じるため、その補助金10万2,000円の増額でございます。

総務費県補助金の電源立地地域対策交付金事業補助金は、交付決定によりまして、100万円の減額でございます。農林業費県補助金の地籍調査事業補助金は、事業費の増額によります補助金210万円の増額でございます。

不動産売り払い収入の町有地売り払い収入でございますが、役場庁舎の道を挟んだ東側の町営住宅跡地で1,477.23平方メートルを売却しましたので、3,914万6,000円の増額でございます。

指定寄附金で神河ふるさとづくり応援寄附金でございますが、越知川のアユ漁振興対策として、4件33万円の寄附がありましたので、増額します。

10ページ、財政調整基金繰入金でございますが、このたびの補正の不足額4,824万6,000円を繰り入れます。

雑入のコミュニティ助成事業助成金でございますが、2件申請しておりましたかみかわ銀の馬車道まちづくり協議会の分は不採択となりましたので、250万円の減額でございます。

教育債の小学校施設整備事業債は、第3表で説明しましたとおり1,480万円の増額でございます。

11ページ、歳出でございます。今回の人件費の補正は4月の人事異動と共済費の率

の増及び予算編成時に見込めなかった3名の退職に係るものでございます。なお、各科目での給料、職員手当、共済費の個々の説明を省略させていただきますが、一般会計の合計で給料825万9,000円の減額、職員手当373万5,000円の増額、共済費47万7,000円の減額で、合計500万1,000円の減額でございます。これは後ろについております給与費明細書にも記載しております。

議員共済会負担金は、4月1日現在の議員数で積算しますが、14名で予算化していましたが、13名のため133万円の減額でございます。

一般管理費の9節旅費は、歳入で説明しました派遣職員の帰省旅費18万4,000円の減額でございます。4目財産管理費の需用費の修繕は神崎支庁舎の屋根、サッシ回りの漏水修繕で20万6,000円の増額でございます。委託料は、運転員退職によりまして、役場保管のマイクロバスを管理委託とするため、465万7,000円の増額でございます。工事請負費は、旧寺前郵便局跡地を売却する予定ですが、その倉庫にある備品を保管する倉庫設置と書類を保管しています別棟倉庫の間仕切りの工事で213万2,000円の増額でございます。12ページ、備品購入費は、マイクロバス車庫の後利用を含め、備品を整理するためのラック棚の購入費で67万9,000円の増額でございます。積立金は、町営住宅跡地の売却した収入を今後の公共施設維持管理に充当するため、3,914万6,000円を基金に積み立てます。交通対策費の交通安全施設整備工事費は、4月の交通安全総点検で要望され、早急に改善しなければならない箇所320万円の増額でございます。企画費の各種原材料費の110万円の減額と、負担金補助金及び交付金の木造インターンシップ事業補助金110万円増額は、当初旧食品組合跡地に、あずまやを建設する予定でしたが再度検討された結果、銀の馬車道交流館の外壁改装をすることになり、補助金への組み替えをするものでございます。コミュニティ助成事業助成金250万円減額は、歳入で述べましたが不採択となりましたので、取り下げます。

13ページ、賦課徴収費のeLTAx端末セットアップ業務委託料は、ウィンドウズのOSの更新に伴う費用で17万3,000円の増額でございます。町議会議員選挙費につきましては、事業終了によりましてそれぞれ精算でございます。

社会福祉費で14ページの時間外勤務手当29万8,000円と7節賃金から14節使用料及び賃借料までは、臨時福祉給付金事務要領の具体化によりまして、組み替えをしました。繰出金は、人件費に係るもので国民健康保険事業特別会計繰出金が135万1,000円の増額で、介護保険事業特別会計繰出金は425万8,000円の減額でございます。老人福祉費の災害緊急避難措置経費負担金は、昨年9月2日の集中豪雨による避難で、復旧が残っているため介護保険サービス利用者個人負担分を6月まで延長して支給するものでございます。11万円の増額でございます。後期高齢者医療費の後期高齢者医療事業特別会計繰出金につきましても、人件費に係るもので8,000円の増額でございます。

15 ページ、児童福祉総務費の口座振替手数料は、子育て世帯特例給付金分で10万2,000円の増額で、委託料では子ども子育て会議支援策定委託の73万6,000円の増額、子ども子育て関連3法例規整備支援業務委託料は108万円を計上しております。負担金補助及び交付金のナースとお見合い大作戦 in かみかわ実行委員会負担金は縁結び事業と病院の看護師不足解消を狙い、多可町で実施しましたお笑いタレント、ナインティナインの集団見合いのテレビ番組に神河町も申し込んでおりまして、その運営に係る経費の補助金でございます。

16 ページ、農業総務費の賃金は、産休代替臨時職員の賃金で156万4,000円でございます。農地費の町単独土地改良事業補助金は、昨年の区要望にあったものの、未着手のため補正で減額していたもので、8件の600万円でございます。地籍調査事業で17ページの測量等委託料は、積算基準書の改定と測量等労務費の高騰等によりまして、委託料に不足を生じたので295万2,000円の増額でございます。林業振興費では、ピノキオ館のテラス修繕工事を予算化しておりましたが、テラスの修繕については地元ですということ、空調設備を設置してもらいたいとの要望があり、組み替えることとしました。水産業振興費の越知川漁協補助金でございますが、歳入で申しましたふるさとづくり応援寄附金33万円を充当するものでございます。

18 ページ、土木総務費の委託料52万円の増額と、原材料費52万円の減額は寺前駅の月決め駐車場枠に一般車がとめられるため、看板を設置しますが、自前です予定でしたが、委託に変更するものでございます。道路橋梁維持費の測量委託料は、町道片角線の官民境界を明確にするには、精度の高い測量を必要とするため83万円の増額でございます。道路橋梁補修工事請負費は、区要望の実施箇所の変更や平成25年度未実施分で、町道具野・柏尾線ほか6件の707万円の増額でございます。道路橋梁新設改良費の委託料は、依成岸野線の測量・登記委託料で150万円の増額、工事請負費は神崎・市川支線で1,300万円減額と町道裏坂線ほか3件の1,350万円の増額でございます。公有財産購入費は神崎・市川支線ほか2件の用地購入費で568万円の増額、補償補填及び賠償金は、神崎・市川支線ほか1件で850万円の増額でございます。河川費につきましても、平成25年度未実施分の奥猪篠谷川ほか1件で、測量登記委託料が30万円、河川改修工事請負費が200万円、用地購入費が49万9,000円の増額でございます。19 ページ、住宅建設費の賃金は、空き家調査事務の臨時職員で130万円の増額でございます。

災害対策費の全国瞬時警報システム改修委託料は、J-ALERTの国サイドの改修がありましたので、町側のシステムの改修が必要となり46万5,000円の増額でございます。

事務局費の賃金は、雇用形態の変更で賞与分30万5,000円の増額、小学校管理費の賃金は、配置がえにより通勤手当の1万2,000円増額、委託料の県民芸術劇場学校公演委託料は第2希望の公演の採択となりまして、予算不足のため6万4,000



円の増額でございます。小学校建設費の寺前小学校大規模改造工事請負費は、第2表の説明で申しましたとおり平成27年度の予定工事の一部を平成26年度に振りかえるため、1,556万2,000円の増額でございます。20ページ、中学校管理費の賃金は、家庭科教諭の病欠により代替採用までの間、急遽採用したもので51万6,000円の増額でございます。幼稚園費の賃金は、産休に対応するもので勤務時間を延長するため43万3,000円の増額でございます。21ページ、公民館費の賃金は、職員欠員の補充のため159万円の増額で、体育施設管理費の消防施設点検委託料は値上げのため1万1,000円の増額でございます。

22ページ以降に給与費明細書を添付しております。

以上で簡単ですが説明を終わります。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方、どうぞ。質疑ございませんか。

藤原裕和議員。

○議員（1番 藤原 裕和君） 1番、藤原です。町有地の説明がただいまあったんですけども、この補正予算については旧寺前郵便局ですか、そういう部分のそれを購入予定ということなんですけれども、実は、町有地についてはいろいろこういう情報を、町民の方そこら辺についてどのように公開なりされておるんですか。ここでも、この役場の東側の旧小西住宅、一番ここの旧大河内にとっては、大変重要な中心部の土地なんですけど、そういう部分について今回、町有地を売却されたということなんですけれども、町全体にそこら辺の町有地の処分を住民の方にどのように知らせ、欲しい方にできるだけ高く買ってもらうという部分も含めて、どのように担当課としてはされておるのか、少し寺前郵便局の部分も含めて説明をしていただきたいと思います。

○議長（安部 重助君） 総務課長。

○総務課長（前田 義人君） 総務課、前田です。お尋ねの件につきましてなんですが、町有地全体の状況としましては、売り払うことが妥当であろうというふうにとどめたものにつきましては、四、五年前にはなりますが、該当区長様にそれぞれの当該地区の中にあるこの土地の部分を買う方はいらっしゃいませんかというふうな問い合わせを、四、五年前には一度してるんです。それ以降のことになるんですが、今回のその土地の部分に関しましては、道路の拡幅工事の折から購入依頼をずっとしておりまして、ようやく購入するということで、交渉が成立したということでありまして、こちらの件は道の拡幅時に直接交渉をしていたということです。郵便局跡地に関しましては、こちらのほうは情報をお出ししてたわけではありませんでして、地域の方でそこを必要だという方がお申し出がありまして、分けてもらえないかというふうな申し出がありました。その件に関しましては、こちらで一存でといいますか、町有地ですので、町のほうで判断をさせていただくわけですけども、地元の区長様に確認作業を行い、売り払うことに関して地域としてどうだというふうな見解もお聞きした上で、売り払っていくという

作業になってまいります。こちらのほうは今、お申し出を受けている状況でして、まだ確定はしてないというふうな状況であります。以上です。

○議長（安部 重助君） 藤原裕和議員。

○議員（1番 藤原 裕和君） 実はそういう町有地であるという情報を、四、五年前に各区にというお知らせをしたから、今回もそういう部分でその町有地が欲しいという方が出てきておられて、そういう売却という話になろうかと思うんですけども、そこら辺が、本来こういう部分、私も実は町有地が一体どこにあるのか、小さい部分についてもあらゆるところに町内あると思うんですけども、そこら辺の部分の情報を町民にどういう形で知らせるのかなという部分をお尋ねしよるんでね、そこら辺について、四、五年前に区ごとにこういう町有地があるという部分で、それだけでこのままずっと行くのかという部分も含めてお尋ねをしたいと。

○議長（安部 重助君） 総務課長。

○総務課長（前田 義人君） 総務課、前田です。1点目の、1点目といいますか、今回の寺前の郵便局の跡地の分ですが、そちらのほうは四、五年前に御提供した情報の中から、手を挙げていただいたということではありません。それは、四、五年前にお出しした情報の中には、その分はありませんでしたので、それは必要に迫られた方が、役場が使ってるということは御存じですので、分けてもらえないかというお申し出であるということで、これは一つそういうことです。

町の町有地がどこにあるのかというふうな情報を、どのように広く知らせるのかということに関しましては、議員の御質問のとおりでして、特段今、公にインターネットでも公開をしておりますし、いろんな情報の出し方の工夫をいたしておりますので、今後、どのような方法で出していくか。区長様方に利用目的等の確認もさせていただいた上で、どのような目的で売ってもいいということにはどうしてもなりませんので、例えばこの土地は宅地でないと、地域としては受け入れられませんとか、いろんな条件が地域地域でついてまいりますので、その確認作業もした上での情報公開ということになってまいりますので、公開の方法等については、今後の検討ということで考えさせていただきたいと思っております。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

山下皓司議員。

○議員（3番 山下 皓司君） 3番、山下です。19ページですね、財政担当参事のほうから説明を受けてどのような内容かということは大分わかったんですが、ここに公有財産購入費、河川費の中に出ております。この中でここに充当されております財源内訳を見ますと、これは地元負担が入っておりません。もちろん歳入になかったわけですから。ところが、道路につきましては、いわゆる道路の管理条例いうんですかね、町道管理条例ちょっと間違ってるかもわかりませんが、それに基づいて1級町道はどう、2級町道はどう、それからその他町道はどうかということで、きちっと条例の中で、い

わゆる受益を受ける方の負担というものが出てるわけですね。河川につきましては、今、いろいろと建設課のほうで取り組んでいただいて、条例になるのか、要綱になるのかわかりませんが、現在もそういう町条例があるわけですけれども、そういう条例がありながら適用されてないのが、私の常々指摘してるわけですが、話があちこち行きますけれども、ここに今、そういう条例か規程か要綱かわかりませんが、そういったものを整備している最中でありまして、そういうときに公有財産購入費が出ております。町道の管理規程からいいますと、この中で一級河川、二級河川とつけられるかそれはわかりませんが、今現在、予定されている場所については、建設課として今、進められております河川管理条例というんですか、それをつくったとして、仮に一級河川というような表現は国のようなこととなりますのでどうかわかりませんが、1、2、3でもよろしいんですけれども、例えば、1とか2とかいうところの用地、該当する河川になるところの用地購入なのか、その辺の確認と、それからこれの算出根拠。もしきょうその算出根拠が出なかったら、また後の総務委員会の付託予定でありますので、そのときでもよろしいですが、まず1点は、基本的に私が申し上げました、何回も言うておりますのでもう大体建設課長なりは承知していただいておりますが、意図しているところの回答とそれからその根拠ですね、49万9,000円の根拠、それについてお願いをいたします。

○議長（安部 重助君） ここで昼のため暫時休憩いたします。回答は午後の分でお願ひしたいと思います。再開を13時ちょうどといたします。

午後0時00分休憩

---

午後1時00分再開

○議長（安部 重助君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

廣納良幸議員が体調不良のため、午後から欠席の届けが出ておりますので、御了承願ひます。

それでは、午前中に引き続きまして、山下皓司議員の質問に対して答弁をお願いいたします。

建設課長。

○建設課長（石堂 浩一君） 建設課の石堂です。午前中の山下議員さんの御質問にお答えいたします。

まず最初に、用地費の根拠でございますが、場所が猪篠区になります。奥猪篠のところです。町道とクロスする谷川でございます、その谷川の真横が民家になっております。その民家のところに大雨のときに谷川から増水し、民家に水が入るということで、区の要望からかさ上げコンクリートを設置してくれという要望でございます。その用地が3筆ございます。雑種地が2筆、畑地が1筆、全部で105平米の面積でございます。その全体の買収単価が50万になります。千円は科目設定してありますので、今回は49

万9,000円の増額補正ということでございます。

それと2点目の河川の分担金についてでございますが、議員さんのおっしゃっておられることは、神河町の準用河川の指定、管理に関する規程について、第6条で河川改良事業に要する経費については、その相当分を地元のほうで負担しなければならないという文言がございます。このことをおっしゃられていると思います。しかしながら、今現在、建設課のほうで準用河川の整備をしている中で、準用河川というのは河川法にのっとった、町でいうたら一級河川的なものになります。その下にあります普通河川、そしてその下にあるそれに付随する青線というんですかね、小さな河川というような、河川でいけば3つの河川になってくると思いますが、小さな河川であれ、大きな河川であれ、道路と違って河川はやはり全く機能の違うものであって、そういうものに個人の財産というんですか、おうちに水が入るとかっていうようなものに対しましては、工事は町でやって、そしてそれに対する分担金ということはちょっと求められないかなと思いますんで、私はこの準用河川の整備するに当たって、この規定にあります6条の第2項の文言につきましては、削除していきたいと考えております。以上です。

○議長（安部 重助君） 山下議員。

○議員（3番 山下 皓司君） 場所等はよくわかりました。最後に課長が言われましたように、河川の管理というものについて、これは条例じゃなしに規定については、準用河川という形で限定された形のものだから、課長としてはそういう河川については、受益者負担を求めない。これは一つの基本的な考え方として、それを否定するわけじゃないんです。ただ、それはそれとして、私が言うておりますのは、たまたま今おっしゃった河川については、もちろん準用河川という指定がされてるという前提ですけれども、民家に非常に近いところであると。ですから、それについてある程度の改修するために用地が必要ですよと、その場合は町が持ちたいと、それはそれでとかく議論の分かれるところもあるかもわからんけど、私はなるほどと思うんですね。しかし、そういったことをやっぱりきちっと課長の解釈じゃなしに、規定やったら規定の中で位置づけられるというように、位置づけしてほしいというのが新たにつくってほしいという、いわゆる河川の管理条例なんですよ。そういうように、今、課長がそういう解釈をされておるんですから、該当するような場所については、当然河川の名前はわかりません、準用河川と言われるか、町の管理河川という格好で1とか2とか3とつけられるか、わかりませんが、やっぱり1として位置づけされたものは、今、課長が言われたような形の中で用地費も町が持ちますと。それで、山の中で同じような工事があるとしませんかいね。それもやっぱり町が管理する河川ですよと、そういったところにでもやはり用地を買収してまで町が施行する必要があるのかどうか。そういったときにはやっぱり応分の負担を求めるような形で、道路もそうなってますわね。そういうふうにしていただきたいと、そういう流れでこの予算をまだ議決しておりませんが、執行してほしいなという思いでの質問ですんで、ひとつその点よろしく願いいたします。

○議長（安部 重助君） 建設課長。

○建設課長（石堂 浩一君） 確かに、道路のように負担の割合とかいうようなものは、河川にはございません。今、議員さん言われたとおり一度全体を見渡してそういうようなときにはこういう用地買収は町でであって、負担は求めないとかいうような全体をまとめたようなことを考えていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

○議長（安部 重助君） ほかにございませんか。特にございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） なければ質疑を終結したいと思います、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） ほかに質疑ないようでございますので、質疑を終結いたします。ここで、お諮りいたします。本案については、総務文教常任委員会に審査を付託したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認め、第49号議案は、総務文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。

---

#### 日程第12 第50号議案

○議長（安部 重助君） 日程第12、第50号議案、平成26年度神河町介護療育支援事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山名 宗悟君） 第50号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成26年度神河町介護療育支援事業特別会計補正予算（第1号）でございまして、当初予算以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。補正の内容は、職員手当の変更及び共済費の率の改正により、職員手当及び共済費において3万2,000円を減額し、予備費を3万2,000円増額しております。総額に変更はございません。

以上が提案の理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 質疑ないようでございますので、質疑を終結いたします。

なお、本議案に対する討論、採決は最終日に行いますので、御了承願います。

---

### 日程第13 第51号議案

○議長（安部 重助君） 日程第13、第51号議案、平成26年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山名 宗悟君） 第51号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成26年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）でございまして、当初予算以降、補正要因が生じたものについて、補正いたすものでございます。補正の内容は、国民健康保険税担当職員の人事異動に伴うもので、歳出の人件費で135万1,000円増額し、歳入の職員給与費等繰入金を同額である135万1,000円増額しています。これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ135万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億8,257万円とするものでございます。

以上が提案の理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑、特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 質疑ないようでございますので、質疑を終結いたします。

なお、本議案に対する討論、採決は最終日に行いますので、御了承願います。

---

### 日程第14 第52号議案

○議長（安部 重助君） 日程第14、第52号議案、平成26年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山名 宗悟君） 第52号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成26年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）でございまして、当初予算以降、補正要因が生じたものについて補正いたすものでございます。補正の内容は、共済組合負担金の負担率に変更になったことに伴い、歳出の共済費で8,000円増額し、歳入の事務費繰入金を同額である8,000円増額しています。これにより歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,678万5,000円とするものでございます。

以上が提案の理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 質疑はないようでございます。質疑を終結いたします。

なお、本議案に対する討論、採決は最終日に行いますので、御了承願います。

---

#### 日程第15 第53号議案

○議長（安部 重助君） 日程第15、第53号議案、平成26年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山名 宗悟君） 第53号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成26年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）でございまして、当初予算以降、補正要因が生じたものについて補正をいたしております。補正の内容は、職員人事異動に伴う人件費の減額及び消費税増税に係るシステム改修費の増額補正でございます。これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ425万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億5,004万6,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑ないようでございますので、質疑を終結いたします。

なお、本議案に対する討論、採決は最終日に行いますので、御了承を願います。

---

#### 日程第16 第54号議案

○議長（安部 重助君） 日程第16、第54号議案、平成26年度神河町老人訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山名 宗悟君） 第54号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成26年度神河町老人訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）でございまして、当初予算以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。補正の内容は、歳出において職員の異動及び共済費の率の改正により、給料、職員手当及び共済費について210万3,000円を増額し、これらの財源として予備費を充用

いたしております。

以上が提案の理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 質疑ないようでございますので、質疑を終結いたします。

なお、本議案に対する討論、採決は最終日に行いますので、御了承を願います。

---

#### 日程第 17 第 55 号議案

○議長（安部 重助君） 日程第 17、第 55 号議案、平成 26 年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山名 宗悟君） 第 55 号議案の提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、平成 26 年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第 1 号）でございまして、当初予算以降、補正要因が生じたものについて補正いたすものでございます。補正の内容は、ニガ竹処分場内の保安林内作業で整備した処分地南側平面の締め固めと覆土を敷きならすためのものでありまして、歳出予算の中で予備費の 70 万円を委託料に振りかえるものでございます。

以上が提案の理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 質疑ないようでございますので、質疑を終結いたします。

なお、本議案に対する討論、採決は最終日に行いますので、御了承を願います。

---

#### 日程第 18 第 56 号議案

○議長（安部 重助君） 日程第 18、第 56 号議案、平成 26 年度神河町長谷地区振興基金特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山名 宗悟君） 第 56 号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成 26 年度神河町長谷地区振興基金特別会計補正予算（第 1 号）でございまして、当初予算以降、補正要因が生じたものについて補正いたすものでございます。補正の内容は、長谷地区の振興を考える会からの補助申請により、歳入において振興基



金繰入金 799万9,000円を増額いたします。その財源を、歳出の地域振興費、負担金、補助及び交付金において799万9,000円増額し、長谷ふれあいマーケット運営費補助金に充てるものでございます。これらにより歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ799万9,000円を増額し、1,175万6,000円とするものでございます。

以上が提案の理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 質疑ないようでございますので、質疑を終結いたします。

なお、本議案に対する討論、採決は最終日に行いますので、御了承を願います。

---

#### 日程第19 第57号議案

○議長（安部 重助君） 日程第19、第57号議案、平成26年度神河町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山名 宗悟君） 第57号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成26年度神河町水道事業会計補正予算（第1号）でございまして、当初予算以降、補正要因の生じたものについて補正するものでございます。補正内容は、4月1日の人事異動に伴い、給料、手当、法定福利費について総係費で27万6,000円を増額し、これらの財源として予備費27万6,000円を減額し、予算第2条に定めた収益的支出の総額4億1,915万6,000円には増減はありません。予算第3条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費、職員給与費を27万6,000円増額し、4,867万1,000円に補正するものです。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 質疑ないようでございますので、質疑を終結いたします。

なお、本議案に対する討論、採決は最終日に行いますので、御了承を願います。

---

#### 日程第20 第58号議案

○議長（安部 重助君） 日程第20、第58号議案、平成26年度神河町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山名 宗悟君） 第58号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成26年度神河町下水道事業会計補正予算（第1号）でございまして、当初予算以降、補正要因の生じたものについて補正するものでございます。補正内容は、4月1日の人事異動に伴い、給料、手当、法定福利費について総係費で6万5,000円を増額し、これらの財源として予備費6万5,000円を減額し、予算第2条に定めた収益的支出の総額7億8,763万8,000円には増減はありません。予算第3条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費、職員給与費を6万5,000円増額し、3,847万7,000円に補正するものです。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございますので、質疑を終結いたします。

なお、本議案に対する討論、採決は最終日に行いますので、御了承を願います。

---

#### 日程第21 第59号議案

○議長（安部 重助君） 日程第21、第59号議案、平成26年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山名 宗悟君） 第59号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成26年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第1号）でございます。補正の主な内容としましては、給与費において職員の異動及び法定福利費の率の改正により、給料、職員手当、賞与引当金繰入額及び法定福利費において379万1,000円を減額し、予備費を379万1,000円増額しています。

以上が提案の理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございますので、質疑を終結いたします。

なお、本議案に対する討論、採決は最終日に行いますので、御了承を願います。

---

日程第 2 2 第 6 0 号議案

○議長（安部 重助君） 日程第 2 2、第 6 0 号議案、中播公平委員会委員の選任の件を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山名 宗悟君） 第 6 0 号議案の提案の理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、中播公平委員会委員の選任の件でございます。中播公平委員会は、3名の委員で構成されておりますが、そのうち福崎町の澤田芳昭委員の任期が本年6月30日をもって満了いたします。澤田委員は平成10年7月から4期16年務めていただきました。このたび、任期満了に伴い御勇退されることとなり、新任として田郷正則氏を選任いたしたく議会の同意を求めるものであります。なお、委員の任期は4年で田郷氏以外に神河町の浦上健治氏と市川町の松下洋一氏が就任されています。なお浦上氏につきましては、平成28年6月30日まで、松下氏につきましては、平成29年6月30日が任期満了となっております。

以上が提案の理由であります。

なお、詳細につきましては総務課長から御説明しますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（前田 義人君） 総務課、前田です。詳細説明をさせていただきます。

中播公平委員会は、御存じのこととは存じますが神河町、市川町、福崎町、中播衛生施設事務組合、姫路福崎斎苑施設事務組合、くれさか環境事務組合、中播農業共済事務組合、中播北部行政事務組合で共同設置している行政委員会です。このたびの中播公平委員会委員の選任につきましては、福崎町選出の澤田芳昭委員の任期満了に伴うものであり、福崎町より田郷正則氏を新任委員として選任同意を求める旨の通知がありましたので、提案をさせていただいているものでございます。なお、経歴等につきましては、添付資料をごらんください。田郷正則氏は、平成21年3月に福崎町役場を退職され、現在福崎町情報公開審査委員、福崎町個人情報保護審査会委員などを歴任されております。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 質疑ないようでございますので、質疑を終結し、討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようにございますので、討論を終結します。

第60号議案を採決いたします。本案については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第60号議案は、同意することに決定しました。

---

○議長（安部 重助君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。委員会に付託した議案審査のため、あすから6月23日まで休会いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認めます。よって、委員会に付託した議案審査のため、あすから6月23日まで休会と決定いたしました。

次の本会議は、6月24日午前9時再開といたします。

本日はこれにて散会といたします。どうも御苦労さんでした。

午後1時32分散会

---